

2023年5月31日

COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2023/5)

Contents

- I. 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の成立
- II. 令和5年改正景品表示法の成立
- III. 2023年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- IV. 事務所 News(受賞歴)

I. 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の成立

弁護士 鈴木 剛志 / 弁護士 橋本 康 / 弁護士 本郷 あずさ / 弁護士 山中 智代

働き方の多様化が進み、近年では雇用されず自らも従業員を雇わない、いわゆるフリーランスの形態で仕事をする人が増えている。2022年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の記載によれば、その人数は462万人にも上るといふ。一方で、フリーランスへの業務委託に関しては、報酬の支払遅延や一方的な業務内容の変更といったトラブルも増加しており、かつ、フリーランスが特定の発注者に依存して業務を受注することが多いために、不利な状況から抜け出すことが難しいという問題があった。

業務委託に関する、取引における弱者の利益保護を目的とした法律としては、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)が既存のものとして存在する。しかし、下請法は資本金が1千万円を超える親事業者による業務委託を対象としているところ、フリーランスに対する業務委託の発注者に多い中小企業は資本金の要件を満たさないことも多い。また、下請法の対象となる取引は、製造委託等の下請構造による取引であるところ、フリーランスに対する業務委託は、下請構造による委託ではないものも多い。そのため、フリーランスに対する業務委託は、下請法の適用対象とならないものも多く含まれていた。

加えて、フリーランスには、事業者であると同時に、1個人でもあるという側面がある。そのため、フリーランスに発注する事業者が、交渉力等の格差を利用してハラスメント行為に出るなどして、フリーランスの個人としての就業環境を害することがある。フリーランスが安心して働ける環境を整備するためには、取引面だけではなく、こういった就業環境についての保護も必要となっていた。このような立法事実の手当は、取引法である下請法の改正では不可能であった。

これらの背景のもと、2023年2月24日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」(以下「フリーランス新法」という。)が国会に提出された。同法律案は同年4月28日に可決成立し、5月12日に公布

されている。

1. フリーランス新法の適用対象

最初に、下請法と比較しつつ、フリーランス新法の適用範囲を確認する。まず、当事者について、資本金の金額で当事者を規定する下請法とは異なり、フリーランス新法は資本金要件を設定していないため、結果として適用対象となる当事者は下請法に比べ広くなると考えられる。フリーランス新法は、受託事業者であるフリーランスを、「特定受託事業者」と定義するが、これは法人も含む定義である。また、「特定受託事業者」は従業員を使用しない者であることが要件となっているが、この「従業員」には、短時間、短期間のような一時的な使用は含まれないとされている。一方、3. で述べるフリーランスへのハラスメント対策では自然人としての就業環境が問題となることから、受託事業者の定義として、「特定受託事業者」とは別に法人を含まない、「特定受託業務従事者」という別の定義を設けている。次に、委託事業者の定義には「業務委託事業者」と「特定業務委託事業者」の2種類があり、後者は前者から自らもフリーランスとして働く者を除くことを意図した定義となっている。フリーランス新法において「業務委託事業者」の定義が用いられる義務規定は、後述する業務委託に関する書面交付義務規定及び違反事実の管轄省庁への申出を理由とする不利益取扱い禁止の規定のみであり、これらの規定のみがフリーランス同士で行われる業務委託にも適用される。

フリーランス新法は、その対象行為である「業務委託」の定義について、下請法のような取引種類の限定をしていない。具体的には、下請法上の役務提供委託(下請法2条4項)のような自家利用の場合には法の適用対象外となる、という建付けは取られていない。したがって、この点からもフリーランス新法は下請法に比して適用対象を幅広く設定していると評価できる。

類型		定義	ポイント
受託事業者	特定受託事業者	① 業務委託の相手方である事業者 ② 個人又は一の代表者以外他の役員がない法人 ③ 従業員を使用しない者の全てに該当するもの	フリーランスの定義。
	特定受託業務従事者	特定受託事業者たる個人又は法人の代表者	ハラスメント防止関係の規定で用いられる。
委託事業者	業務委託事業者	特定受託事業者に業務委託をする事業者	フリーランス自身も該当し得る。
	特定業務委託事業者	業務委託事業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 個人であって、従業員を使用するもの ② 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの	フリーランスは該当しない。
行為	業務委託	① 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造又は情報成果物の作成を委託すること ② 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること	取引類型に関する制限がない。

2. 業務委託を行う事業者の義務と禁止事項

(1) 業務委託を行う事業者の義務

フリーランス新法 3 条では、下請法 3 条 1 項と同様に、契約締結時の書面の交付義務が定められている。フリーランス新法においては、書面には、給付の内容、報酬額、支払期日等を明示しなければならないとされるが、紙に限らず、特定受託事業者の承諾がなくとも、電磁的方法(メール等)によって対応することが可能となっている(ただし、受領側が保存できる形態であることは必要になる)。この書面交付義務の主体は「業務委託事業者」であり、フリーランスがフリーランスに対して業務委託を行う場合にも適用のある義務規定となっている。

次に、報酬について、フリーランス新法 4 条第 1 項は、下請法 2 条の 2 第 1 項と同じく、支払期日は、給付を受領した日から起算して 60 日以内かつできる限り短い期間内において定めなければならないと規定している。もっとも、報酬の支払については、下請法と同様の規定に加え、特定受託事業者に対する業務委託が、特定業務委託事業者が受託した業務の再委託である場面の規定が存在する。そのような場面においては、特定業務委託事業者は、①元委託業務の対価の支払日から 30 日以内に報酬を支払わなければならない、②元委託業務について前払金の支払を受けた場合に再委託先の特定受託事業者に対して業務の着手に必要な費用として前払金を支払うよう配慮しなければならないとされている。

(2) 禁止事項

フリーランス新法 5 条では、下請法 4 条 1 項及び 2 項の一部と同様の禁止事項が定められている。もっとも、全ての業務委託についてこれらの禁止事項が当てはまるものではなく、今後政令により定められる一定期間以上の継続的な業務委託のみが対象となる。

- 特定受託事業者の責に帰すべき事由なく給付の受領を拒否すること
- 特定受託事業者の責に帰すべき事由なく報酬を減額すること
- 特定受託事業者の責に帰すべき事由なく返品をすること
- 通常支払われる対価に比し著しく低い報酬額を不当に定めること
- 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
- 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させ、不当に特定受託事業者の利益を害すること
- 特定受託事業者の責に帰すべき事由なく給付の内容を変更させ、又はやり直させ、不当に特定受託事業者の利益を害すること

「責めに帰すべき事由」や「通常支払われる対価に比し著しく低い報酬額」といった概念については、下請法における解釈が参照される見込みであり、禁止事項の内容としては下請法と同様の理解が可能であると考えられる。

3. 労働法的保護の付与

フリーランス新法は、特定受託事業者に係る取引の適正化と並んで、労働法的な側面として、特定受託業務従事者の就業環境の整備を図ることをも目的としている。就業環境整備を目的とした義務規定には、以下の 12 条、13 条、14 条及び 16 条があるが、いずれもフリーランス同士の業務委託には適用がない。

義務内容	適用対象	補足
広告等により特定受託事業者を募集する場合の的確表示義務(12条1項、2項)	広告、文書の提出又は頒布等による特定受託事業者の募集に関する情報	虚偽表示や誤解を生じさせる表示が禁止され、常に提供する情報を最新情報へアップデートすることが求められる(12条1項、2項)。
妊娠・出産・育児・介護と両立して業務に従事できるよう配慮する義務(13条1項)	政令で定める期間以上の継続業務委託	継続的業務委託に当たらない場合でも、同様の配慮を行う努力義務が課される(13条2項)。
セクハラ、マタハラ、パワハラに係る相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を行う義務(14条1項)	業務委託(期間等の制限なし)	特定業務委託事業者は相談等を行ったことを理由に業務委託上不利な取扱いをしてはならないことも定められている(14条2項)。
30日前までに解約の予告を行う義務(16条1項)	政令で定める期間以上の継続業務委託	契約を更新しない場合にも同様の規定が適用される。また、特定受託事業者から請求を受けた場合には解約理由の開示も必要となる(16条2項)。

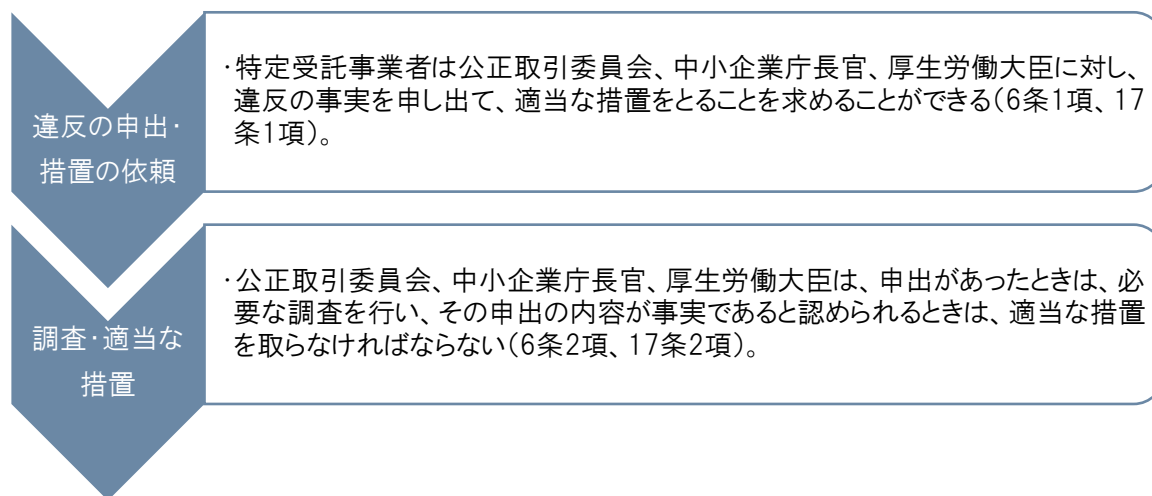
4. 管轄省庁による調査及び違反の効果

フリーランス新法は、中小企業庁及び公正取引委員会並びに厚生労働省が管轄しており、それぞれ調査や勧告等の権限を付与されている。以下では、フリーランス新法の違反につき、管轄省庁がどのような法的措置をとることが可能であるか、概観する。

(1) 特定受託事業者からの申出

特定受託事業者は、フリーランス新法に違反する事実がある場合には、管轄省庁に対して、その旨を申し出て、適当な措置を求めることができる。申出先は各規定の管轄省庁となっている。すなわち、2. に記載した規定の違反であれば公正取引委員会及び中小企業庁長官であり、3. に記載した規定の違反であれば厚生労働大臣である。申出を受けた省庁等は必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは(2)に記載の措置等を検討することになる。そして、業務委託事業者は、特定受託事業者が申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととされている。

もともと、管轄省庁が、違反事実を探知する端緒はこの申出に限られるものではなく、自主的な調査によって管轄省庁が違反事実を発見することも考えられる。

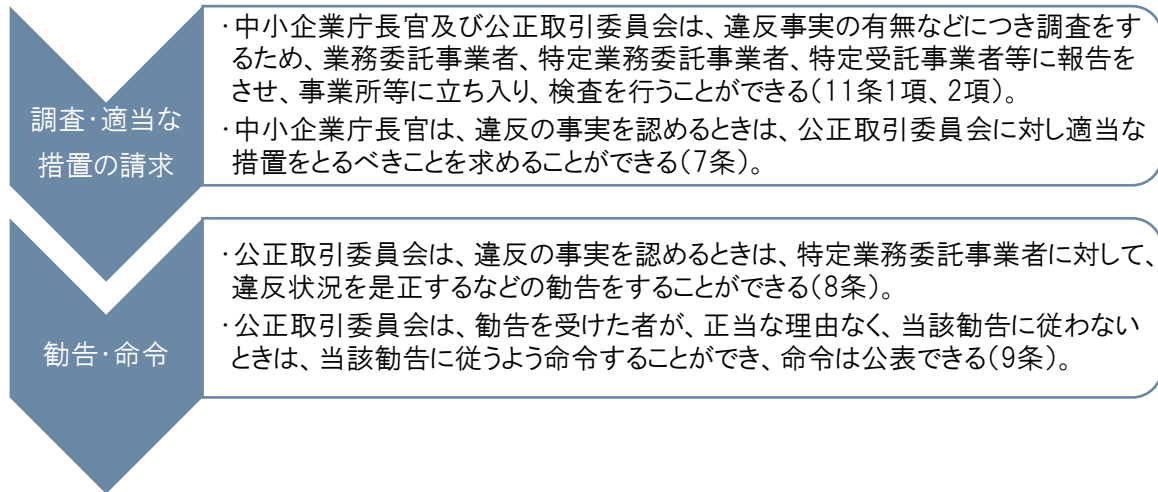


(2) 中小企業庁及び公正取引委員会並びに厚生労働省による調査及び取り得る措置

フリーランス新法のうち、2. に記載した規定については、下請法と同じく、中小企業庁及び公正取引委員会が連携して執行の主体となる。中小企業庁及び公正取引委員会は、委託事業者の報酬の支払期限に係る義務及び禁止事項の違反があるかどうか等について、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係事業者に対して、報告をさせたり立入り等の検査を行ったりすることができる(6条1項、17条1項)。また、公正取引委員会は、特定業務委託事業者(書面交付義務違反及び不利益取扱い禁止違反との関係では業務委託事業者。以下勧告に関する記述に関して同じ。)が義務を怠ったり、禁止事項の行為を行ったりしたと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し違反状況を是正する勧告、さらに勧告に従わない場合は勧告に従うよう命令を出すことができる。中小企業庁長官は、違反事実があると認めるときは、公正取引委員会に勧告等の適当な措置を求めることができる。

また、公正取引委員会が行う公表について、下請法には公表の規定が置かれていないものの、同法6条の勧告時に公表が行われている。一方、フリーランス新法では、行政指導としての勧告(同法8条)だけではなく、その後の命令(同法9条)が規定されている。一段階目の勧告に従わなかった特定業務委託事業者に対しては、二段階目の命令に際し、命令をした旨を公表することができることとなっている(同法2項)。この点からすると、勧告があった時点では公表はされることはないと考えるのが自然ではあるが、フリーランス新法において、勧告段階での公表が禁じられているわけではないため、今後の運用において勧告段階での公表が行われる可能性も否定できず、フリーランスへの業務委託を行う事業者としては注意が必要であろう。

なお、厚生労働省に対しては公正取引委員会と同じ勧告・命令の権限が与えられており、調査権限も認められている。



5. 企業に求められる対応

フリーランス新法は公布日から1年6月以内に施行されるとされており、遅くとも2024年11月12日までの施行が想定される。フリーランス新法について、委託事業者の最大のリスクは、公正取引委員会又は厚生労働省から勧告に従うよう命令を受け、企業名及び違反の事実等を公表されることにある。既に述べたとおり、成立したフリーランス新法の規定によれば、公表は企業が勧告に従わない場合の命令の発出時に行われ得るとされるものの、下請法と同様に勧告段階での公表が実務となる可能性も否定できないため、委託事業者としては法律の規定に従った実務を行うための準備が必要となる。フリーランス新法には遡及適用の規定はなく、原則としては施行日以降について法律の内容に合わせたプラクティスをとる準備を行うことが必要であるが、施行日以前から継続する業務委託契約等に関しては契約を見直し、フリーランス新法の内容や今後策定することが見込まれるガイドラインの内容を取り入れた契約内容の変更や社内体制の整備等の対応を行うことが必要であると考えられる。

また、フリーランス新法は「継続的業務委託」の定義等政令や規則により詳細が規定される事項があるため、今後のアップデートに注目が必要となる。

II. 令和5年改正景品表示法の成立

弁護士 石田 健 / 弁護士 西向 美由 / 弁護士 小川 峻矢

令和5年5月10日、第211回通常国会において、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)の一部を改正する法律¹が成立し、同17日に公布された。本改正法は、デジタル・プラットフォームが発

¹ 法案 https://www.caa.go.jp/law/bills/assets/representation_cms212_230228_03.pdf
新旧対照表 https://www.caa.go.jp/law/bills/assets/representation_cms212_230228_04.pdf

達し、消費者に誤解を与えるインターネット広告等が問題となる中、令和 5 年1月 13 日に公表された景品表示法検討会の報告書²(以下「報告書」という。)の内容を踏まえて策定されたものであり、悪質な事業者に対して行政処分を経ずに罰金を科す直罰規定の新設や確約手続の導入等、実務に重大な影響を及ぼし得る内容となっている。本改正法は、公布の日から1年半以内に施行される予定である。

本改正の主な概要は、次のとおりである。

1. 事業者の自主的な取り組みの促進
 - (1) 確約手続の導入
 - (2) 課徴金制度における返金措置の弾力化 - 電子マネー等の許容
2. 違反行為に対する抑止力の強化
 - (1) 課徴金制度の見直し
 - ・ 課徴金の計算における売上額の推計規定の整備
 - ・ 違反行為を繰り返した事業者に対する課徴金額の加算(1.5 倍)
 - (2) 罰則規定の拡充 - 直罰規定(100 万円以下の罰金)の新設
3. 円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等
 - (1) 国際化進展への対応
 - ・ 送達制度の整備・拡充
 - ・ 外国執行当局に対する情報提供制度の創設
 - (2) 適格消費者団体による開示要請規定の導入

1. 景品表示法の主な改正内容

(1) 確約手続の導入

本改正法では、内閣総理大臣(実際には委任を受けた消費者庁等。以下、同様。)が調査の結果、優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者に対して一定の書面を通知し、同書面を受領した事業者が是正措置計画を申請して、内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないこととする確約手続制度が導入された(改正法 26 条～33 条)。同制度の対象となる行為は、不当な景品類(改正法 4 条)又は不当な表示(同法 5 条)の疑いのある行為とされており、優良誤認表示、有利誤認表示及び指定告示に係る表示の他、総付告示や懸賞告示に違反する疑いのある行為も含まれる。また、違反の疑いのある事実が既に終了していた場合も、確約手続の対象となる(改正法 30 条以下)。

報告書によれば、消費者庁が、情報提供等により新たに覚知した景品表示法違反に係る端緒件数が増加傾向にある³一方、課徴金制度が導入されたことにより事件処理に要する期間は長期化する傾向にあり⁴、年

2 景品表示法検討会の報告書

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/review_meeting_004/assets/representation_cms212_230302_01.pdf

3 報告書によれば、景品表示法違反に係る年間の端緒件数は、令和 3 年度では 12570 件となっており、平成 28 年度の 7962 件の 1.5 倍以上に増加している。

4 報告書によれば、課徴金制度が導入された平成 28 年 4 月以後における景品表示法違反事件の処理に要する期間は、課徴金納付命令を行った事案の平均処理日数は 701 日、課徴金納付命令が行われなかった事案の平均処理日数は 485 日となっている。

間の調査件数自体は増加していなかった。現行法の下では、不当表示を行った事業者が表示の改善等自主的な取組を行ったとしても、景品表示法違反が認められた場合には措置命令又は課徴金納付命令を行うために長期間にわたって事件処理が行われていたが、確約手続制度の導入によって、違反事案が迅速に解決されることが期待されている。

確約手続については、平成 28 年改正の独占禁止法において同様の制度が既に導入されており(同法 48 条の 2)、今後の執行においては、独占禁止法における確約手続の運用が参考とされる可能性がある。確約手続の具体的な内容や運用方針については、今後、ガイドラインが策定される予定である。

(2) 課徴金制度における返金措置の弾力化

平成 26 年 11 月改正法により、不当表示によって一般消費者に生じた被害の回復を促進する観点から、事業者が所定の手続に沿って返金措置を行った場合に課徴金額から当該金額を減額する制度が導入されている。しかし、当該返金措置において、現行法の下で認められている返金方法は金銭のみであったことから(現行法 10 条 1 項)、金銭支払によるコストの問題もあり、令和 5 年 5 月 31 日現在、返金措置の利用件数は 4 件にとどまっている⁵。

そこで、改正法の下では、当該返金措置の利用を促進し、一般消費者の被害回復を充実させるべく、一定の要件を満たす第三者型前払式支払手段⁶(いわゆる電子マネー)による返金が認められることとなった(改正法 10 条 1 項)。ただし、電子マネーでの返金を行うことができるのは、当該方法による返金を承諾した者に対してのみである。また、改正法 10 条 1 項では、不当表示を行った事業者以外に対しては使えないポイントやクーポンでの返金を認めると顧客の囲い込みにつながるおそれがあるため、一般消費者の利益保護の観点から、返金に利用できる支払手段には「金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準に適合するもの」という限定が付けられている。

(3) 課徴金の計算における売上額の推計規定の整備

本来、優良誤認表示又は有利誤認表示を行った事業者に対しては課徴金の計算の基礎となるべき事実の調査が行われるが(改正法 25 条、現行法 29 条)、報告書によれば、違反行為を行った事業者の中には、課徴金の対象となる商品の品目別に売上額データを整理しておらず、適切に売上額を報告できない者がいた。

このような事業者の存在により課徴金納付命令までに要する期間が長期化することを防止するため、改正法では、課徴金対象行為に係る売上額を合理的な方法により推計することができる規定(改正法 8 条 4 項)が新設された。これにより、事業者が課徴金納付の計算の基礎となるべき事実について報告(改正法 25 条 1 項、現行法 29 条 1 項)を求められたにもかかわらずその報告をしない場合、当該事実を把握することができない期間における売上額を他の資料により推計して課徴金の納付を命ずることができるようになった(改正法 8 条 4 項)。

推計に用いる資料としては、違反事業者自身から入手した資料の他、違反事業者と同様の商品又は役務の供給を行う事業者や違反事業者から供給を受ける事業者から入手した資料を利用することも想定されている。具体的な推計方法は内閣府令により定められることとされており、本条の策定において参照された独占禁止法 7 条の 2 第 3 項に基づく公正取引委員会の審査に関する規則の第 23 条の 6 に定めるものと同様の方法⁷が採用される可能性がある。

5 消費者庁「認定された返金措置一覧」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/authorization_list/

6 「資金決済法第 3 条 7 項に規定する第三者型発行者が発行する同条第 1 項第 1 号の前払式支払手段その他内閣府令で定めるもの」であることが要件とされている。

7 実行期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における売上額等(独占禁止法 7 条の 2 第 1 項各号の合

(4) 違反行為を繰り返した事業者に対し、課徴金の額を加算(1.5倍)する規定の新設

報告書によれば、平成 26 年 11 月改正法により課徴金制度が施行された平成 28 年 4 月から令和 4 年 11 月までの期間において、繰り返し違反行為を行い、再度の措置命令を受けた事業者が 10 社存在するなど、現行法の制度では悪質な事業者に対する抑止力が十分に働いているとはいえなかった。

改正法では、これらの事業者に対する抑止力を高めるため、過去 10 年以内に確定した課徴金納付命令を受けたことがある事業者が再び課徴金納付命令の対象行為をした場合に、課徴金の額を加算(1.5倍)する規定が新設された(改正法 8 条 5 項)。課徴金の額は通常売上額の 3%であるため、違反行為が繰り返された場合には、売上高の 4.5%に当たる課徴金が課されることになる。

(5) 直罰規定(100万円以下の罰金)の新設

消費者庁が景品表示法違反を理由として措置命令を行うに当たり、事業者の当該違反行為に係る故意又は過失の存在は必要とされていない。これは、措置命令を行う目的が、一般消費者に誤認を生じさせる不当な表示を排除することにあるためである。もともと、景品表示法の違反事例の中には、表現を誇張し過ぎたために結果的に違反となる事例が存在する一方で、表示内容について何ら根拠を有していないことを認識したまま表示を行うなど、表示と実際に乖離があることを認識・認容しつつ違反行為を行う悪質な事業者も存在することが報告書により指摘されている。

改正法では、これらの悪質な事業者について、措置命令など行政処分にとどまらず刑事罰によって抑止力を高めるため、措置命令等の手続なく 100 万円以下の罰金を科すことができる直罰規定が新設された(改正法 48 条)。対象となる違反行為は、優良誤認表示及び有利誤認表示であり、5 条 3 号に規定されているその他の表示については対象外である。また、法人に対しては両罰規定も新設されている(改正法 49 条)。現行法の下では、措置命令に従わなかった場合に罰金が科されることになっていたが、改正法により、措置命令等の手続を行わずに罰金を科すことが可能となった。

(6) 国際化進展への対応(送達制度の整・拡充、外国執行当局に対する情報提供制度の創設)

現行法では、課徴金納付命令については送達規定が置かれ(現行法 17 条 2 項、21 条乃至 24 条)、外国において送達が奏功しない場合には公示送達を行うことも可能であった。他方で、措置命令については送達規定が整備されていなかったため、外国の事業者との BtoC の電子商取引が拡大するに伴い、外国に所在する事業者への送達が困難となる場面が増加していくことが予想されていた。そこで、改正法では、公示送達も含め、措置命令についても各種送達制度が利用できるように送達に関する規定が整備された(改正法 7 条 3 項、42 乃至 45 条)。

また、現行法では海外当局との連携に関する規定は置かれていなかったが、改正法では、特定商取引に関する法律 69 条の 3 と同様の規定が新設され(改正法 41 条)、海外当局に対し、その職務の執行に資すると認める情報の提供が可能となった。これにより、外国のサーバーを通じた不当表示等について、海外当局との協力体制が強化されることが期待されている。

(7) 適格消費者団体による開示要請規定の導入

不特定多数の消費者の利益を擁護するため、適格消費者団体⁸には、事業者の違法行為に対して差止め

計額)を当該期間の日数で除して得た額に、実行期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗ずる方法(公正取引委員会の審査に関する規則第 23 条の 6)

⁸ 「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人のことをいい(消費者契約法 2 条 4 項)、令和 5 年 4 月現在、全国に

請求を行うことが認められており、特定適格消費者団体⁹は、消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることもできる(消費者団体訴訟制度)。同制度は、景品表示法違反の事案にも適用され得るが、違法行為の立証のために適格消費者団体が自ら情報を収集する手段には限界がある。

そこで、改正法では、事業者が現にする表示が優良誤認表示(改正法 34 条 1 項 1 号、現行法 30 条 1 項 1 号)に該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合、適格消費者団体が当該事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができることが規定され(改正法 35 条 1 項)、事業者に対しては、開示が要請された資料に不正競争防止法 2 条 6 項に規定する営業秘密が含まれる場合など正当な理由がある場合を除き、当該要請に応ずる努力義務が課された(同 2 項)。もともと、民事訴訟という性質に鑑みて、行政機関である消費者庁が行使できる不実証広告規制(現行法 7 条 2 項)のように優良誤認表示を擬制する効果までは認められておらず、要請に応じる努力義務を課すに留まっている。

2. 改正景品表示法の実務への影響

今回の改正法は、その多くが独占禁止法の制度を意識した内容となっており、行政機関側の法執行を強化するものである一方で、景品表示法違反を疑われた事業者に対しても法執行による損害を最小化するための選択肢を与えるものと評価できる。

法執行を強化するための重要な制度変更としては、直罰規定の導入、課徴金の計算における売上額の推計、違反行為を繰り返した事業者に対する課徴金額の加算、適格消費者団体による開示要請、外国事業者に対する執行に関する規定の整備等が挙げられ、いずれも違反行為に対する抑止力を高めるものであり、今後は、外国に所在する事業者も含めて、事業者には更なる景品表示法遵守体制の構築が求められることになる。特に、一度課徴金納付命令を受けた事業者においては、10 年以内に再度同命令を受ける際には通常より 1.5 倍加重された額の課徴金の納付を命じられ大きな負担を負うことになるため、景品表示法の遵守を一層徹底する必要がある。

行政機関側では、確約手続の導入によって事件処理の期間が短縮することで、消費者庁はより多くの新たな事件を調査することが可能になるため、これまで以上に法執行が活発になり、従前にも増して不当表示の摘発数が増加する可能性がある。また、実務上、優良誤認表示や有利誤認表示などの不当表示に関する調査の多くは非公表の行政指導で終了していたため、確約手続の導入により従前は行政指導の対象であった事件に確約手続が適用されて措置命令相当の是正計画の実施が求められるとともにその内容が公開される懸念もある。この点は、確約手続の導入経緯からすると、必ずしも従前は行政指導で終わらせていたような事件の多くに確約手続を適用するような運用はなされないと思われるが、今後、ガイドラインの策定等による明確化が待たれるところである。

他方で、消費者庁等から景品表示法違反が疑われた事業者としては、確約手続の導入により、違反の程度が措置命令及び課徴金納付命令相当であると考えられる場合、当該手続を利用してこれらの命令の免除を目指すことが有力な選択肢の一つとなり得る。また、確約手続が適用されない場合であっても、今回の法改正によって電子マネー等による返金措置の実施が可能となったため、事業者はより迅速に返金措置を行うことで課徴金を最小化することが現実的な対応策となってくるものと思われる。

23 団体存在する(下記全国の適格消費者団体一覧参照)。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/list/)

⁹ 消費者契約法上の適格消費者団体のうち、新たな認定要件を満たす団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を「特定適格消費者団体」という(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律 2 条 10 号)。

III. 2023年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2023年1月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Competition Litigation Comparative Guide: Japan
2023年5月（著：[金子 涼一](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Market Intelligence –CARTELS IN JAPAN– 2023
2023年4月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[石田 健](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Lexology Getting The Deal Through – Dominance 2023 (Japan Chapter)
2023年3月（著：[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR – The Asia–Pacific Antitrust Review 2023(Japan Chapter: Cartels)
2023年3月（著：[山田 篤](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR – The Asia–Pacific Antitrust Review 2023(Japan Chapter: Merger Control)
2023年3月（著：[鈴木 剛志](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 独禁法・下請法の強化と中小事業者①②③
2023年1月（著：[石田 健](#)）社労士 TOKYO (No.506)
2023年2月（著：[石田 健](#)）社労士 TOKYO (No.507)
2023年3月（著：[石田 健](#)）社労士 TOKYO (No.508)
- ◆ 消費者庁、「ステルスマーケティングに関する検討会報告書(案)」に関する意見募集の結果の公示
2023年1月（著：[臼杵 善治](#)、[久米 野乃香](#)）
[こちら](#)から一部閲覧可能です。

IV. 事務所 News（受賞歴）

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1／Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、複数の弁護士がランクインしております。

◆ Chambers Asia-Pacific 2023

分野の評価: Competition / Antitrust (Band 1)

Ranked Lawyers: (Competition / Antitrust) [石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[バシリ ムシス](#)、[原 悦子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The Legal 500 Asia Pacific 2023

Antitrust and Competition (Tier 1)

Leading Individual: [中野 雄介](#)、[バシリ ムシス](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ 日本経済新聞 - 2022 年に活躍した弁護士ランキング

総合ランキング(企業票+弁護士票):(独禁・競争法分野) 8位 [鈴木 剛志](#) 17位 [中野 雄介](#)

[こちら](#)から一部閲覧可能です。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 石田 健 (takeshi.ishida@amt-law.com)
 - 弁護士 鈴木 剛志 (takeshi.suzuki@amt-law.com)
 - 弁護士 西向 美由 (miyu.nishimukai@amt-law.com)
 - 弁護士 橋本 康 (yasushi.hashimoto@amt-law.com)
 - 弁護士 本郷 あずさ (azusa.hongo@amt-law.com)
 - 弁護士 山中 智代 (tomoyo.yamanaka@amt-law.com)
 - 弁護士 小川 峻矢 (shunya.ogawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com